

社団法人信州・長野県観光協会映像貸出規程

（目的）

第1 この規程は、社団法人信州・長野県観光協会（以下「協会」という。）が保有するVTR映像やDVD映像（以下「映像」という。）を、信州の観光振興を図る目的で貸し出すことについて、必要な事項を定める。

（貸出方法）

第2 貸出しを受けようとするもの（以下「利用者」という。）は、映像貸出申請書兼借用書（以下「申請書」という。）を協会へ提出しなければならない。

2 協会は、前項に規定する申請書の提出があったときは、使用目的、使用期間等を審査し、適当と認められる場合は使用条件等を付して、速やかに貸与するものとする。

（使用条件等）

第3 利用者は、映像を申請書に記載した使用目的以外の用途に供してはならない。

2 利用者は、返却期限を厳守しなくてはならない。

3 利用者は、善良な管理者の注意をもつて映像を取り扱わなくてはならない。

4 利用者は、その責めに帰すべき事由により、映像を紛失又は破損させた場合は、協会に対して紛失補償金又は破損補償金を支払わなければならない。

5 利用者は、この規程に基づく権利を第三者に譲渡し、映像を転貸し、または映像の用途を変更してはならない。

6 利用者は、無断で映像を複製したり、合成、変型、色変換などの画像処理をしてはならない。

7 利用者は、映像を使用するに際して、協会が指示するクレジットを表示しなければならない。

8 利用者は、映像を使用した成果物を、後日協会へ提出しなければならない。

9 映像被写体としての人物、物品、場所等に関する肖像権、商標権、著作権、特許権、利用権等の権利の処理は利用者が行うものとする。協会は、これらの諸権利に起因する紛争等について一切責任を負わない。

（契約解除）

第4 協会は、利用者がこの規程に定める義務を履行しないときは、直ちに映像の返還を求めることができる。

（補則）

第5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

映像貸出申請書兼借用書

平成 年 月 日

社団法人信州・長野県観光協会 あて

| | | | |
|--------|--|-------|--|
| 住 所 | | | |
| 団体名 | | | |
| 所 属 | | | |
| 担当者氏名 | | | |
| T E L | | F A X | |
| E-mail | | | |

社団法人信州・長野県観光協会映像貸出規程に基づき、下記のとおり映像を借用します。
また、使用にあたっては下記の使用条件等を遵守します。

| | | | |
|--------|-----------------|--------------|-----|
| 使用目的 | | | |
| 借用映像 | 長野県観光紹介 DVD 総集編 | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 返却予定期日 | 平成 年 月 日 | (記入不要) 返却日 | 受領者 |

使用条件等

- 1 使用目的以外の用途に供さないこと。
- 2 返却予定期日を厳守すること
- 3 善良な管理者の注意をもつて取り扱うこと。
- 4 映像を紛失又は破損させた場合は、補償金を支払うこと。
- 5 権利を第三者に譲渡し、転貸し、または用途を変更しないこと。
- 6 無断で複製をしたり、合成、変型、色変換などの画像処理をしないこと。
- 7 事前に承認を得て加工・放映する場合は、クレジット（提供者名）を表示すること。 【表示内容】提供：(社)信州・長野県観光協会
- 8 加工・放映した成果物を後日提出すること。
- 9 映像被写体としての人物、物品、場所等に関する肖像権、商標権、著作権、特許権、利用権等の権利の処理は使用者が行うこと。協会は、これらの諸権利に起因する紛争等について一切責任を負わない。